

(別記様式第1号)

|        |         |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和7年度   |
| 計画主体   | 長野県 池田町 |

## 池田町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 池田町振興課 農政係  
所在地 北安曇郡池田町大字池田 3203-6  
電話番号 0261-62-3127  
FAX番号 0261-61-1145  
メールアドレス nousei@town.ikeda.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、カラス、スズメ、カワウ、チュウサギ、アオサギ、ゴイサギ |
| 計画期間 | 令和8年度～令和10年度   |
| 対象地域 | 池田町全域  |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

| 鳥獣の種類   | 被害の現状      |              |
|---------|------------|--------------|
|         | 品目         | 被害数値         |
| ニホンザル   | イモ、豆、果樹、野菜 | 被害なし         |
| イノシシ    | イモ、野菜、水稻   | 0.42ha 328千円 |
| ニホンジカ   | 麦、豆、果樹     | 1ha 144千円    |
| ツキノワグマ  | 果樹、雑穀、ほか   | 被害なし         |
| ハクビシン等  | 果樹、野菜      | 被害なし         |
| カラス等    | 水稻、野菜、果樹   | 被害なし         |
| カワウ・サギ等 | 淡水魚、水稻     | 被害なし         |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

|  |
|--|
| <p>野生鳥獣による農作物等の被害額は減少傾向にあるものの、被害は後を絶たない。<br/>特にニホンジカ・イノシシは個体数が増加傾向であり、農作物の食害、ほ場の踏み荒らし、畦畔の破壊が目立ち、被害報告も増加している。<br/>ニホンザルは令和6年度に大町市協力のもと捕獲強化を行い、個体数は減少したものの、野菜・果樹等の収穫期には人里へ出没するため、今後も捕獲を継続していく必要がある。<br/>ツキノワグマは、令和7年度に異常出没し、人里付近での目撃や痕跡等の情報が多く寄せられ、個体数の増加に伴った人身被害・農作物被害が懸念される。<br/>被害地域は、中山間地域及び住宅地により近い場所でも、鳥獣の目撃・被害報告が目立つようになってきた。<br/>鳥獣の出没の一因として里山の荒廃化があり、鳥獣による農作物被害が農家の生産意欲の低下につながり、耕作放棄地が増加することにより、さらなる荒廃化がもたらされ、鳥獣出没の増加につながるという悪循環に陥ることが懸念される。<br/>この他に、鳥類は農水産業被害の他に糞害や騒音等、生活環境への被害も懸念され、行動範囲の広さから当町だけでなく、周辺市町村にも被害を及ぼしている。</p> |
|--|

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標      | 現状値（令和6年度）   | 目標値（令和10年度）  |
|---------|--------------|--------------|
| ニホンザル   | 被害なし         | 被害なし         |
| イノシシ    | 0.42ha 328千円 | 0.33ha 262千円 |
| ニホンジカ   | 1ha 144千円    | 0.8ha 115千円  |
| ツキノワグマ  | 被害なし         | 被害なし         |
| ハクビシン等  | 被害なし         | 被害なし         |
| カラス等    | 被害なし         | 被害なし         |
| カワウ・サギ等 | 被害なし         | 被害なし         |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|                    | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題  |
|--------------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊の編成</li> <li>・ ライフル射撃場整備支援</li> <li>・ ニホンザル他捕獲檻の設置</li> <li>・ 捕獲機材の購入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化等による捕獲従事者の減少</li> <li>・ 捕獲、駆除した鳥獣の処理</li> <li>・ 重厚な檻の設置や移動</li> <li>・ 捕獲後の処分方法の簡易化</li> </ul> |
| 追い払いや防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柵実施の個人への補助</li> <li>・ 緩衝帯整備</li> <li>・ 集落での追い払い</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵の維持管理</li> <li>・ 過疎高齢化集落の存在</li> <li>・ 鳥獣の移動や生息等の把握</li> <li>・ 鳥獣出没時の連絡体制強化</li> </ul>        |
| 生息環境管理その他の取組       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落での草刈り</li> <li>・ 緩衝帯整備</li> <li>・ 放任果樹の除去</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化による人員不足</li> <li>・ 緩衝帯整備予定地の所有者の事情によるルート変更や、関係者連絡先不明による事業実施の遅滞</li> </ul>                     |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。  
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

関係機関、被害農家、近隣市町村が情報を共有し鳥獣害防止のための共通認識を持つことにより効果的な捕獲、追払い体制を構築し、各地域の実情および鳥獣の動向に応じ、連携して総合的な鳥獣害防止を図る。

- ・ 鳥獣の出没状況の迅速な把握と連絡体制の整備
- ・ 効果的な捕獲、個体数調整の実施
- ・ 緩衝帯、里山の適切な管理、放任果樹の除去等、鳥獣を寄せ付けない環境の整備
- ・ 捕獲、追払いの担い手育成
- ・ 鳥獣の生息状況の調査
- ・ 鳥獣害防止のための啓発と地域ぐるみの追払いの実施

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は町長が任命、構成隊員は、有害鳥獣駆除従事者の猟友会員、モンキー犬飼養者、有害鳥獣巡視員、町職員とする。

捕獲体制は、町で全体の許可を受け、実施隊員の中で有害鳥獣駆除が実施できる者が地区の実情に合わせて行う。

捕獲従事者の減少、高齢化に対応するため、被害農家を中心にして狩猟免許(わな)の取得を促進し、また、集落間の連携体制を確立し、効果的な捕獲の実施を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度                   | 対象鳥獣  | 取組内容  |
|----------------------|-------|---|
| 令和8年度<br>～<br>令和10年度 | 鳥獣全般  | 鳥獣被害対策実施隊の中で有害鳥獣駆除が実施できる者を中心に被害地の周辺調査及び罠・銃による個体数調整、カラス等の鳥類は設置場所が限られるが、鳥類用捕獲檻を試験運用し捕獲を実施 |
|                      | イノシシ  | くくりわなの活用  |
|                      | ニホンジカ | 電気柵の普及啓発  |
|                      | ニホンザル | 大型捕獲檻での捕獲及びGPS等の活用による生息状況の把握  |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方  |
|--|
| ニホンザルは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、生息状況・被害状況等を勘案して捕獲数を決定する。         |
| ツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況や人身被害の恐れ等を考慮し必要な数を捕獲する。     |
| ニホンジカ及びイノシシは、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲数を決定するが、被害地を中心に罠を設置し捕獲する。 |
| その他獣類・鳥類は、正確な生息数の把握ができていないため、前年度の捕獲数と被害状況等を勘案し決定する。    |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣   | 捕獲計画数等 |       |        |
|--------|--------|-------|--------|
|        | 令和8年度  | 令和9年度 | 令和10年度 |
| ニホンザル  | 20頭    | 20頭   | 20頭    |
| イノシシ   | 40頭    | 40頭   | 40頭    |
| ニホンジカ  | 100頭   | 100頭  | 100頭   |
| ツキノワグマ | 必要数    | 必要数   | 必要数    |
| ハクビシン  | 30頭    | 30頭   | 30頭    |
| タヌキ    | 30頭    | 30頭   | 30頭    |
| アナグマ   | 30頭    | 30頭   | 30頭    |
| キツネ    | 30頭    | 30頭   | 30頭    |
| カラス    | 50羽    | 50羽   | 50羽    |
| スズメ    | 50羽    | 50羽   | 50羽    |
| カワウ    | 30羽    | 30羽   | 30羽    |
| チュウサギ  | 10羽    | 10羽   | 10羽    |
| アオサギ   | 10羽    | 10羽   | 10羽    |
| ゴイサギ   | 10羽    | 10羽   | 10羽    |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容  |
|---|
| ニホンザルは檻（箱檻・大型捕獲檻）や通信技術（ICT）を利用した捕獲機材等の活用、ツキノワグマはドラム缶檻、イノシシ・ニホンジカは箱檻とくくりわなにより捕獲する。捕獲時期及び実施場所は被害地または被害の恐れのある箇所を確認し、効果的な場所に一定期間設置する。 |
| カラス等の鳥類は設置場所が限られるが、鳥類用捕獲檻を試験運用し捕獲を実施。   |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域  | 対象鳥獣  |
|-------|-------|
| 池田町一円 | ニホンジカ |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣   | 整備内容    |         |          |
|--------|---------|---------|----------|
|        | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
| ニホンザル  | -       | -       | -        |
| ニホンジカ  |         |         |          |
| イノシシ   |         |         |          |
| ツキノワグマ |         |         |          |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣   | 取組内容                             |                                  |                                  |
|--------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
|        | 令和 8 年度                          | 令和 9 年度                          | 令和 10 年度                         |
| ニホンザル  | 設置集落による定期点検・周辺の草刈り<br>設置集落主導の追払い | 設置集落による定期点検・周辺の草刈り<br>設置集落主導の追払い | 設置集落による定期点検・周辺の草刈り<br>設置集落主導の追払い |
| ニホンジカ  |                                  |                                  |                                  |
| イノシシ   |                                  |                                  |                                  |
| ツキノワグマ |                                  |                                  |                                  |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度                   | 対象鳥獣 | 取組内容  |
|----------------------|------|---|
| 令和8年度<br>～<br>令和10年度 | 全鳥獣  | 鳥獣被害防止総合対策事業<br><br>・ ICT を利用した捕獲機材の活用<br>鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業<br>野生鳥獣総合管理対策事業<br>県被害対策チームとの被害集落への被害防除支援<br>森林整備事業の推進<br>ニホンザル生息調査<br>集落主体による追い払い |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

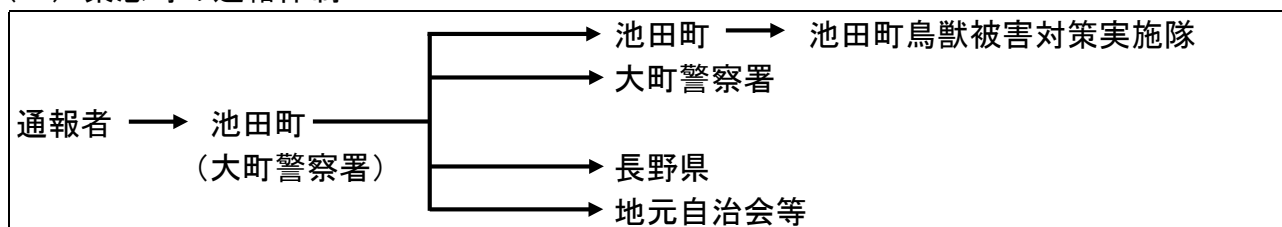
| 関係機関等の名称  | 役割                                     |
|-----------|--|
| 長野県       | 捕獲等の許可、助言、指導等                          |
| 大町警察署     | 銃刀法に基づく安全管理指導、助言、現場の安全確保及び情報提供等        |
| 池田町       | 情報収集、関係機関及び関係課との連携、周辺住民への注意喚起及び安全措置の実施 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 対象鳥獣の搜索（見回り含む）、駆除、捕獲等                  |

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

### (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|   |
|---|
| ツキノワグマは、県より協力要請があった場合は頭部（皮毛の一部）を県研究機関へ送付、その他の部位は原則地中埋設または自家消費とする。<br>その他鳥獣についても県より要請があった場合は必要箇所のサンプル提供に協力、その他の部位は原則地中埋設または自家消費とするが、状況により焼却処分する。 |
|---|

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 食品                               | - |
| ペットフード                           | - |
| 皮革                               | - |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | - |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

|  |
|--|
|  |
|--|

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
|--|
|  |
|--|

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

|        |              |
|--------|--------------|
| 協議会の名称 | 池田町有害鳥獣対策協議会 |
|--------|--------------|

| 構成機関の名称     | 役割                           |
|-------------|------------------------------|
| 池田町         | 池田町の鳥獣被害対策について全般的な管理を行う。     |
| 北アルプス地域振興局  | 管轄部門の鳥獣被害対策の情報提供、事業実施の指導を行う。 |
| 大北地区猟友会池田支部 | 被害状況把握と有害鳥獣捕獲に従事する           |
| 大北農業協同組合    | 情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。     |
| 池田町農業委員会    | 情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。     |
| 被害農家代表      | 情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。     |
| 被害地区自治会長    | 情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。     |
| 鳥獣保護監視員     | 鳥獣の生態等の専門的立場で被害防止対策に助言を行う。   |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称   | 役割                    |
|-----------|-----------------------|
| 県被害対策チーム  | 被害集落の被害防除支援、町への指導・助言等 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 被害防止のための総合的な施策の推進     |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
|--|
| 計30名(令和7年4月時点)<br>次のうちから町長が委嘱する。<br>・池田町職員(会計年度任用職員を含む。)<br>・大北猟友会池田町支部の猟友会員<br>・町内モンキードッグ飼養者<br>・有害鳥獣巡視員<br>・その他、町長が必要と認める者 |
|--|

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|                 |
|-----------------|
| 池田町有害鳥獣対策協議会の開催 |
|-----------------|

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
|--|
| 野生鳥獣からの被害を防止、軽減させるには個別の対策から集落全体での複合的な対策として、被害地域が一体となった取組みを継続していくことが重要である。<br>そのため、行政や関係機関が連携し、防除対策情報の提供等、地域の実情にあわせた支援体制を構築していくことが求められる。<br>被害地域では、獣種及びその習性を把握した対策を講じていく必要がある。<br>また、各種助成制度を活用した防護柵等の設置、出没時の追払い活動等、自己防衛が重要である。<br>現在の野生鳥獣は、人里での農作物等の栄養価の高い餌により増加傾向にあるため、捕獲等による適正数の管理(個体数調整)が最も重要といえる。 |
|--|

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1160号同意